

令和 04年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：舟形町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86 %
全職員	59.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	93 %
本庁係長相当職	84.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	84.3 %
26～30年	94.5 %
21～25年	102.4 %
16～20年	94.8 %
11～15年	— %
6～10年	83.3 %
1～5年	94.3 %

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職は該当者がいないため記載しない。
- ・本庁課長相当職は女性の登用がないため記載しない。
- ・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は、86.0%である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員及び会計年度任用職員であり、約93.0%が会計年度任用職員である。その会計年度任用職員の男女比率は、男性19.0%、女性81.0%となっており、極めて女性の比率が高い。また、再任用の職員については、男性が多く、給与の額については会計年度任用職員よりも給与水準が高いため、男女の給与差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。